

(参 考)

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(陳 情)

陳情第16号

戸山南公園へ鉄棒の設置を求める陳情(継続審査)

(陳情の趣旨)

「健全な精神は健全な肉体に宿る」と言われるとおり、未来を担う子どもたちの健全な精神の育成は、資源の乏しい我が国においてはとても大事なことである。

ところが、子どもの数が減り、公園内に設置されていた遊器具が撤去され、子どもたちが外で遊ぶ環境は悪化の一途をたどっている。また、このことが子どもたちの体力低下に関連があるとすれば憂慮すべき事態である。

さらに、子どもたちの健全な精神の育成がままならないツケは、結局はいろいろな形で国民の負担となって押し寄せてくる。よって、未来を担う子どもたちの健全な精神の育成をより一層推進することは、青森市の重要課題であると考えます。

そこで、青森市子どもの権利条例前文5段、第3条第1号及び第3号、第4条第2項及び第3項、第8条第1号に基づき、戸山南公園に設置されていた遊器具2基が撤去された代替措置として、鉄棒を設置するよう陳情する。

(陳情事項)

戸山南公園に鉄棒を設置すること。

平成 25 年 6 月 19 日

陳 情 者 青森市月見野一丁目 16 番 7 号  
鳴井 勝敏

---

陳情第17号

新生児聴覚検査実施の陳情(継続審査)

(陳情の趣旨)

生まれつき耳が聞こえにくい子どもは 1000 人に 1 人ぐらいと言われている。そして、早期発見、早期療育が聴覚障害児にとって大変重要なことである。中でも、人工内耳の手術は年齢が早いほうがよいと言われているからである。それは、音声言語の獲得がスムーズになり、特に話し言葉の流暢度や明瞭度が高くなるからである。

目も見えず、耳も聞こえず、声を出すことができないという三重の身体障害者でありながら多大な功績を残したヘレンケラーは「ただ一つだけ感覚を返してもらえらなら、聴覚を返して欲しい」と、ある質問に即座に答えたという。

母親は障害児を選択して産んだわけではなく、障害児も選択して産まれてきたわけではない。ところがその負担はまだまだ家族、特に母親に重くのしかかる現状は、福祉国家と呼ぶにはほど遠い。しかし、憲法第 13 条前段は「すべて国民は、個人として尊重される」と定める。ま

た、青森市子どもの権利条例第3条第1号は「子どもの最善の利益を優先して考えること」と定める。

そこで、差別の芽を摘み、人は皆同じ、個人は皆違うという当たり前の社会を構築するため、新生児聴覚検査の実施を陳情する。

(陳情事項)

新生児聴覚検査を実施すること。

平成25年6月19日

陳情者 青森市月見野一丁目16番7号  
鳴井 勝敏